

議案第 7 号

千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 9 月 4 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和 30 年千葉県告示第 496 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(16) 軽自動車税の賦課徴収に関する申告書（市町村へ直接提出されるものを除く。）
の受付

別表第 2 に次のように加える。

第 3 条第 1 項第 16 号に掲げる事務	千葉県 銚子市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町

長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町

附 則

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

千葉県市町村総合事務組合規約新旧対照表

改正案	現 行										
(組合の共同処理する事務) 第3条 組合の共同処理する事務は次の各号に掲げる事務とし、組合は別表第2上欄に規定する事務の区分に応じ、当該下欄に掲げる組織団体の当該事務を共同処理する。 (1) ～(15) 省略 <u>(16) 軽自動車税の賦課徴収に関する申告書（市町村へ直接提出されるものを除く。）の受付</u> 2 省略 別表第2（第3条第1項関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>共同処理する事務</th><th>共同処理する団体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条第1項第1号に掲げる事務～第3条第1項第15号に掲げる事務 省略</td><td></td></tr> <tr> <td><u>第3条第1項第16号に掲げる事務</u></td><td><u>千葉市 銚子市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ケ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ケ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢</u></td></tr> </tbody> </table>	共同処理する事務	共同処理する団体	第3条第1項第1号に掲げる事務～第3条第1項第15号に掲げる事務 省略		<u>第3条第1項第16号に掲げる事務</u>	<u>千葉市 銚子市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ケ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ケ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢</u>	(組合の共同処理する事務) 第3条 組合の共同処理する事務は次の各号に掲げる事務とし、組合は別表第2上欄に規定する事務の区分に応じ、当該下欄に掲げる組織団体の当該事務を共同処理する。 (1) ～(15) 省略 2 省略 別表第2（第3条第1項関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>共同処理する事務</th><th>共同処理する団体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条第1項第1号に掲げる事務～第3条第1項第15号に掲げる事務 省略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	共同処理する事務	共同処理する団体	第3条第1項第1号に掲げる事務～第3条第1項第15号に掲げる事務 省略	
共同処理する事務	共同処理する団体										
第3条第1項第1号に掲げる事務～第3条第1項第15号に掲げる事務 省略											
<u>第3条第1項第16号に掲げる事務</u>	<u>千葉市 銚子市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ケ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ケ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢</u>										
共同処理する事務	共同処理する団体										
第3条第1項第1号に掲げる事務～第3条第1項第15号に掲げる事務 省略											

<u>町</u> <u>長生村</u> <u>白子町</u> <u>長柄町</u> <u>長南町</u> <u>大多喜町</u> <u>御宿町</u> <u>鋸南町</u>
